

～平成30年度税制改正⑨～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明。今回は事業法人に係る租税特別措置法の改正(廃止・縮減等)である。

(ポイント)

- 租税特別措置法の改正:廃止
- 租税特別措置法の改正:縮減等

1.租税特別措置法の改正

租税特別措置法の改正により、以下の事項の廃止や縮減等がされている。

(廃止及び縮減等)

項目	取扱い(適用期限等)
(1)エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除(環境関連投資促進税制)	適用期限の到来をもって廃止(所得税も同様)
(2)国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	次の①の見直しを行うとともに、その適用期限を2年延長及び平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等につき、次の②及び③の見直しを実施(特別償却制度は、地方税についても同様) ①国家戦略特別区域法等の改正を前提に、対象事業について次の見直しを実施 i 指定金融機関から事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われる事業について、事業を行うのに必要な資金の貸付けについて政府による利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付けを受けて行われるものに限定 ii 対象事業から国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業及び外国会社、国際機関等に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業を除外 ②特別償却率:機械装置及び器具備品については、45%(現行:50%) :建物等及び構築物について23%(現行:25%)に、それぞれ引下げ ③税額控除率:機械装置及び器具備品については、14%(現行:15%) :建物等及び構築物について7%(現行:8%)に、それぞれ引下げ
(3)国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	次の①の見直しを行うとともに、その適用期限を2年延長及び平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等につき、次の②及び③の見直しを実施(特別償却制度は、地方税についても同様) ①関係法令の改正を前提に、対象事業から国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外 ②特別償却率:機械装置及び器具備品については、34%(現行:40%) :建物及び構築物については17%(現行:20%)に、それぞれ引下げ ③税額控除率:機械装置及び器具備品については、10%(現行:12%) :建物等及び構築物については5%(現行:6%)に、それぞれ引下げ

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～平成30年度税制改正⑨～

-前頁より続く-
(廃止及び縮減等)

項目	取扱い(適用期限等)
(4)特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)	同意雇用開発促進地域に係る措置は適用期限の平成30年3月31日までに開始する事業年度到来をもって廃止(所得税についても同様)
(5)特定地域における電気通信設備の特別償却制度	適用期限の平成30年3月31日到来をもって廃止
(6)障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度	基準雇用障害者数が20人以上であって、その内重度障害者割合が50%以上であることの要件における重度障害者割合を55%以上に引き上げ 適用期限:平成32年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長(所得税についても同様)
(7)次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度	適用期限の平成30年3月31日到来をもって廃止(所得税についても同様)
(8)海外投資等損失準備金制度	資源開発事業法人及び資源開発投資法人に係る準備金積立率を20%(現行30%) 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を50%(現行70%)に、それぞれ引き下げ 適用期限:平成32年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(収益認識会計基準)

2018年3月に企業会計基準委員会より「収益認識に関する会計基準」が公表されている。2018年4月1日以後開始する事業年度から適用でき、強制適用は2021年4月1日以後開始事業年度からとされている。既に連結でIFRSを適用している事業法人では早期適用することが考えられている。売上高等の収益認識・計上は各業界や事業法人でとても重要な事項であり、実務に大きな影響を及ぼす。これまで収益認識に関する明確な基準がなく、実現主義の考え方のもとで事業法人の実態に合わせ収益計上がされてきたが、今後は新しい収益認識の考え方沿って処理することになる。適用範囲は上場企業やその子会社、会社法上の大会社、上場準備会社は当然に対象され、中小の事業法人は状況によるが、強制的な適用対象とはならない。従来の実務上では、収益認識・計上に關し、会計上と税務上の差異(法人税・消費税等)が生じることは多くなかったが、今後は留意が必要になり、実務的な対応に注意していきたい。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。